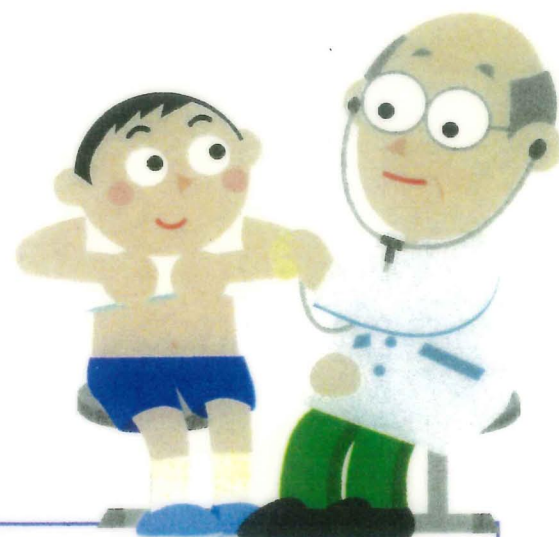


選択とより納得した医療を受けていただくために

「守られていること」 「守っていただきたいこと」



I 医療機関を選ぶことが守られています

患者さまは、いつでも必要かつ十分な医療提供を受けるために、医療機関や主治医、セカンド・オピニオン医師を自由に選ぶことができます

II ご自身で決めることが守られています

十分な情報提供や説明を受け、理解したうえで、診療を受けることができます。わからないことがあれば、納得出来るまでおたずねください。また、提案した診療計画などを患者様の意思で選択することができます。**患者様ご自身の治療内容・看護などで大切な決まりごとや指示は必ずお守りください。**

III 知ることが守られ、知らせることを守ってください

病名、病状、診療計画、処置・手術、薬と副作用など、及び、費用などを納得出来るまで十分な説明を受けることができます。**患者様ご自身の病気や怪我の状態などについては、「ありのまま(事実)」を医師、看護師などのスタッフへ伝えてください。**

IV プライバシーが守られています

個人の秘密や医療に関する情報は個人情報保護法で守られております。また、患者様のプライバシーに関する内容は、求めによって、原則、ご本人へ開示することが出来ます。**当院では、個人情報の取り扱いを慎重に行なっておりますが、もしも不安な点がございましたら、相談室にご相談ください。**

V 医療に参加してください

患者様は、医療内容や病院の運営につき、苦情や意見を述べ、特に、ご自身の健康保持・増進に関する活動に参加する権利があります。診療や検査の方法や内容について、思ったこと・感じたことやご希望は、積極的に医師、看護師などの職員まで、お伝えください。